

〔長久手町業務評価票：平成22年度業務〕

担当課・係名	産業緑地課 産業振興係【問合せ・質問等の先（電話・内線番号）283】
第5次総合計画掲載	基本方針（3）基本施策（17） 安心で安全な消費生活を支える

業務の名称	消費者団体補助金				
(1)根拠法令・条例	長久手町消費者団体補助金交付要綱				
(2)実績額（千円）	年度	20	21	22見込み	23要求
	交付金額 （予算額）	50 (50)	50 (50)	50 (50)	50
(3)補助率	予算の範囲内 %（要綱要領で認められる補助率）				
(4)業務期間	開始した年度	平成7年度	終了（予定）年度	年度	

(5)業務の概要（簡潔に箇条書きで記載）

①業務目的（達成目標）	消費者の権利、利益の維持及び擁護を目的とした団体の活動費補助				
②補助対象	長久手町消費者の会				
③平成22年度実績	50千円				
④団体の事業活動 （団体への補助の場合）	会員数 65名（H23年4月1日現在） （実施事業） 消費知識の向上、生活の改善、会員相互の連絡協調に関する事業 現地視察研修会、料理教室、商品量目立入検査、講演会等出席など （団体の全事業費 601 千円、うち補助対象額 50 千円、補助金充当率 8.3 %）				

⑤成果指標	成果を測る指標	指標の考え方・目標値	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
	ア	交付実績		50千円	50千円	50千円
	イ					

(6)遂行上の問題点、取組課題、改善方法（簡条書きで簡潔に記載）

会員の意欲は高く町の消費者行政に貢献している団体であるが、年間を通じての団体活動補助的性格を持つ補助金であり、数値目標の設定が困難である。

(7)評価	必要性	3	消費者活動についてのPR事業も行っており、不特定多数の住民にも受益が及ぶと考えられるため、⑦に該当。	総合評価
	有効性	4		
				3